

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月4日（木）午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葭矢謙
副会長	川崎芳彦
委員	狩野安徳
委員	倉幹夫
委員	畠崎幸男
委員	甲斐嘉晃
委員	丸田智代子

事務局	局長	栗屋克彦
	次長	本多靖一
	主事	上野香奈子

京都府水産事務所漁政課	課長	永井大輔
	課長補佐兼係長	廣岡信康
	技師	川崎優海

京都府農林水産部水産課	主任	難波真梨子
-------------	----	-------

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第3号議案 いさざ落し網漁業の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

5. 議事

事務局長

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、第5回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、北仲委員、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は7名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日はお足元の悪い中、御出席を賜り、ありがとうございます。

まず、委員会から嬉しいお知らせです。本委員会の倉委員と村岡委員が、漁業者団体の発展と本府の漁業振興、発展に貢献されたことを表して、11月29日に京都府農林水産業功労者表彰を受賞されました。

また、川崎委員におかれましては、京都府農山漁村伝承技能登録を受けられました。長年のトリガイの育成技術が、本府の優れた伝承技能として登録されました。

そして、11月には、私が三重県で開催されました全国豊かな海づくり大会に出席いたしました。天皇皇后両陛下も行幸啓される大会です。来年は大阪府で開催されますので、皆様も足をお運びいただければと思います。

本日は3つの議案がございます。第1号議案「特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第2号議案「機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について」、それから第3号議案「いさざ落し網漁業の制限措置等について」です。全て京都府知事からの諮問となっておりますので、御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。川崎副会長、甲斐委員よろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして、進行させていただきます。第1号議案「特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議いたします。京都府から説明をお願いします。

(水産課)

難波主任

(第1号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

それでは次に、第2号議案「機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について」です。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

川崎技師

(第2号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

北丹地域では、春から初夏に加え、秋にも漁業時期が設定されていますが、これは、実態に合わせた内容で許可をしているという方針で良いでしょうか。

川崎技師

そうです。京共第22号と24号では、以前から秋期にも操業されていたということもあり、当該地区に関しましては、従来の操業時期に沿った内容の許可としています。

葭矢会長

新規で許可を受け付ける件数は8隻とのことですが、年間のさよりの漁獲量はどの程度でしょうか。

川崎技師　具体的な数値はわかりませんが、あまり漁獲されていない状況です。

葭矢会長　定置網での漁獲はどうでしょうか。

倉委員　全くありません。

葭矢会長　他の魚種でも漁獲量は低調傾向にあります、以前は藻場に産卵に来たところを漁獲するという手法をとられていた方が多かったと記憶しています。現在の藻場の状況はわかりませんが、さよりも本格的に資源量が少なくなっているのかもしれません。

川崎技師　さよりの漁獲が多い千葉県でも、年々漁獲量が低迷していると聞いていますので、全国的に資源量が減少していると考えられます。

葭矢会長　ありがとうございます。許可期間の5年間のうちに、少しでも資源量が回復するよう願っています。
その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長　それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長　ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

次に、第3号議案「いさざ落し網漁業の制限措置等について」を審議します。京都府から説明をお願いします。

川崎技師　(第3号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

畠崎委員 いさざというのは、どのような魚種を指すのでしょうか。

(水産事務所)

廣岡補佐 一般的な呼称は「しらうお」です。ハゼ科の魚で、春先に産卵のため河川を遡上する性質があります。その遡上の時期を見計らって、河口域に仕掛けを設置して採捕します。なお、他に「しろうお」という魚がいますが、しらうおとは全く別の魚です。

宮津市内では、卵とじや生きたままの踊り食いで食べられ、春の風物詩としてなじみ深い魚です。久美浜方面でも、一部の河川で採捕される方がいらっしゃいますが、一般にはなじみのない魚かと思います。

葭矢会長 舞鶴では、春先になると、生きたままのいさざが生魚店で販売されていますので、食卓に並ぶのが風物詩になっています。京丹後ではなかなか見かける機会もないかもしれません。

いさざにつきましては、海面と内水面のちょうど境界で漁獲されますが、海面側での採捕について諮詢いただいているということです。

川崎副会長 操業区域は大丹生川と高野川と記載されていますが、許可を有していれば他の河川でも操業できるのでしょうか。

川崎技師 今回諮詢している許可で操業できるのは、大丹生川と高野川のみです。それ以外の河川で操業したい場合は、別途、内水面の採捕許可を申請する必要があります。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

以上で議案は終了いたしました。続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項（1）「小型するめいか釣り漁業におけるするめいか採捕停止命令について」を京都府から説明願います。

廣岡補佐

（報告事項（1）について報告）

葭矢会長

ありがとうございます。只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

京都府のTAC数量が50トンとなっておりますが、この数値は定置等の混獲等も全て含めた漁獲枠になるのでしょうか。

廣岡補佐

その通りです。先ほど説明した知事管理分に加え、定置漁業と5トン未満で許可が不要のいか釣り船の漁獲量が含まれています。

葭矢会長

TAC数量が大幅に減少された中での採捕停止ですが、今後この数量が見直されていく動きはあるのでしょうか。1年魚ということで、今年の漁獲が来年以降も継続するとは言い切れないところではありますが、資源管理のもととなる資源評価について、国から指針は示されているのでしょうか。

廣岡補佐

TAC数量の設定については、基本3年ごとに見直しすることとなっています。令和7管理年度においても、資源評価や調査方法を再検討した結果、大幅な削減という結果となりました。ただし、突発的に状況が変わったり、これまでの調査で把握できていなかった事実が判明したりするような場合は、即座に見直しということで、4月以降で計2回の漁獲枠の増枠が施されました。それを踏まえても、採捕停止という状況になっております。

大臣許可においては、漁獲枠が全国規模で設定されていますので、先取り競争が発生している状況です。特に、漁期が管理年度の後半にあたる都道府県の漁師からは、不公平だという声が挙がっ

ています。これからは、令和8管理年度に向けて、このような先取り競争の緩和に関する協議が行われていくものと考えています。

それから、TACの設定自体が誤っていたのではないかという点についてです。本件については、水研機構と水産庁で相談された上で、来年2月頃に、次管理年度のするめいかのTAC設定に関する意見交換会が開催されると思われます。その場でTAC数量の見直しをされるのか、他の措置を考えるのか、国の考えを聞くことができると思いますが、情報を見直しながら対応していきたいと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。全体の水産資源を予想していくことは、それぞれの魚種への影響を考慮すると、今の水準では限界があるかもしれません。国際的な管理の中で徐々に改良されていくものと思いますが、今回のするめいかに関しては、少し漁獲枠を削減すぎたような印象です。

廣岡補佐 府内の漁業に大きな影響が及ぼされるような方針が示された場合は、改めて報告させていただきます。

葭矢会長 その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御発言がないということで、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項（2）「令和7年度全国海区漁業調整員会連合会日本海ブロック会議について」事務局から説明願います。

本多次長 （報告事項（2）について説明）

葭矢会長 ありがとうございます。今ほどの説明につきまして、何か御質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

ブロック会議で提出している議題については、本委員会の場でも皆さんの御意見をお聞きしています。最終的には、全漁調連に引き継がれまして、来年、関係省庁に対し要望活動を行うという流れになっています。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御質問ないようですので、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項（3）「大中型まき網漁業との調整について」事務局からお願いいいたします。

本多次長 （報告事項（3）について説明）

葭矢会長 ありがとうございました。今ほどの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

要望書内容の変更提案がありましたが、決議事項の記載を変えることには注意を要します。「紛らわしい行動」について、追加の文言を入れた経過としまして、巡視艇らくようが、禁止ライン付近でのジグザグ航行を現認したという経緯があります。魚探で魚を探している可能性が高いということで、もう少し具体的に記載することとしました。年明けに再度幹事の方々の御意見をお聞きしまして、最終案を作成するという動きになると思います。

【発言者なし】

葭矢会長 今後、漁調委でも、要望事項について御意見をいただく機会があるかもしれませんので、その際はよろしくお願いいいたします。

それでは御発言がないようですので、報告事項を終了させていただきます。

その他事務局から何かありますか。

本多次長 次回、次々回の委員会につきまして、お手元に日程調整票を配布しております。ご都合の良い日程を事務局までご連絡ください。

葭矢会長 ありがとうございます。

それでは委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

【閉会 午後3時00分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和7年12月4日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員